

別表（2(1)①関係）

地域名：S 甲地域

○：緩和を認める ×：緩和を認めない

緩和要件	要件説明	高さの 緩和	他の緩和との併用		緩和の条件 (緑化基準)	緩和の上限等
			建蔽率	壁面 後退距離		
再開発等促進区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第3項の規定により再開発等促進区に関する都市計画決定がされている場合	○	○	×	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さの緩和は、特に上限を定めないが、再開発等促進区を定める地区計画運用基準の範囲内。</li> <li>建蔽率の緩和との併用は、都市計画で定める建蔽率（角地（建築基準法第53条第3項第2号に該当する場合）の場合は、建築基準法で認められる建蔽率）まで。</li> <li>壁面後退距離の緩和との併用は認めない。ただし、地区計画において壁面の位置の制限の対象外とされる部分は除く。</li> </ul>

別表（2(1)③関係）

地域名：S 丙地域

○：緩和を認める ×：緩和を認めない

緩和要件	要件説明	高さの緩和	他の緩和との併用		緩和の条件 (緑化基準)	緩和の上限等
			建蔽率	壁面 後退距離		
再開発等促進区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第3項の規定により再開発等促進区に関する都市計画決定がされている場合	○	○	×	Ⅱ+	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さの緩和は、特に上限を定めないが、再開発等促進区を定める地区計画運用基準の範囲内。</li> <li>建蔽率の緩和との併用は、都市計画で定める建蔽率（角地（建築基準法第53条第3項第2号に該当する場合）の場合は、建築基準法で認められる建蔽率）まで。</li> <li>壁面後退距離の緩和との併用は認めない。ただし、地区計画において壁面の位置の制限の対象外とされる部分は除く。</li> </ul>